

第40期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

目次

第40期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
計算書類	21
監査報告書	24
参考書類	26



アズマハウス株式会社

証券コード：3293

証券コード：3293

平成29年6月12日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号

アズマハウス株式会社

代表取締役社長 東 行 男

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時45分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第40期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する当社の株主様1名に委任することができます。その場合は、同株主総会当日の受付において、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部です。

当社ホームページ URL： http://azumahouse.com/

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の経済施策の継続により、景気が下支えられ全体として緩やかな回復基調を維持しましたが、一方で、消費支出の伸び悩みや不安定な世界情勢により、先行きは依然不透明な状況は続いております。

このような環境の中、当社におきましても3つの基本戦略である、「既存事業の深耕」、「マーケットエリア拡大」、「多角化推進」により競争力の強化を図り、これらの結果、当事業年度における業績は、売上高は123億49百万円（前年同期比13.0%増）、営業利益は15億63百万円（前年同期比31.1%増）、売上高営業利益率は12.7%（前年同期10.9%）、経常利益は15億57百万円（前年同期比31.2%増）、当期純利益は9億40百万円（前年同期比20.4%増）となりました。

セグメント別の販売状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比 (%)	内容
不動産・建設事業	8,796,721	111.0	土地分譲、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築及びリフォーム工事、不動産仲介（土地分譲321区画、分譲住宅販売129棟、売建分譲住宅57棟、注文住宅45棟）
不動産賃貸事業	1,798,233	110.8	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介（居住用985室、テナントその他236戸サービス付き高齢者向け住宅の運営）
土地有効活用事業	976,018	146.9	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売（賃貸住宅販売22棟）
ホテル事業	778,971	108.4	ビジネスホテル及び飲食店の運営
合計	12,349,945	113.0	—

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

3. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産・建設事業

不動産・建設事業は、土地分譲321件、建物販売231件、中古住宅販売49件の販売を行いました。その結果、売上高は87億96百万円(前年同期比111.0%)、セグメント利益は9億50百万円(前年同期比155.1%)となりました。

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、居住用物件985件、テナントその他物件236件を保有し、賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介を行いました。その結果、売上高は17億98百万円(前年同期比110.8%)、セグメント利益は6億49百万円(前年同期比109.6%)となりました。

③ 土地有効活用事業

土地有効活用事業は、注文建築1件、戸建賃貸15件、その他6件の販売を行いました。その結果、売上高は9億76百万円(前年同期比146.9%)、セグメント利益は1億11百万円(前年同期比139.1%)となりました。

④ ホテル事業

ホテル事業は、3箇所のビジネスホテル、3箇所の飲食店舗を運営しました。その結果、売上高は7億78百万円(前年同期比108.4%)、セグメント利益は1億29百万円(前年同期比74.7%)となりました。

(2) 設備投資の状況

① 不動産・建設事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

② 不動産賃貸事業

当事業年度の設備投資等の主なものは、和歌山市黒田の集合住宅の取得(2億20百万円)、岩出市中島の店舗の取得(1億86百万円)及び泉大津市の集合住宅の取得(1億32百万円)であります。

③ 土地有効活用事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

④ ホテル事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、世界情勢に不安定感が存在する中ではありますが、緩やかな回復基調が続くと考えております。しかしながら、少子高齢化や地方の人口減少が統計的に顕著であり、引き続き底堅い個人消費マインドであると予想しております。

このような中、経営体制の健全性を確保し、持続的な成長をさせていくために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 主要事業における競争力の強化

3つの基本戦略において、競争力の強化を図ってまいります。

a. 既存事業の深耕

当社は、「全てはお客様のために」をキーワードとして顧客満足度NO.1を目指し、商品の品質・性能、お客様への対応・サービスは無限と考え、「品質・工程・原価・安全」の4項目を管理することに人的資源を集中し、低価格・良質な商品をお客様に提供することで事業の深耕を継続し、競合他社との競争力の強化を図ります。

b. マーケットエリア拡大

当社は、既存エリアでのシェアの拡大を図りつつ、事業環境等に併せてマーケットエリアの拡大を行ってまいります。また、その地域に根付いた地域密着型の運営を行うことで、シェアの拡大を図り、マーケットエリア拡大を図ってまいります。

c. 多角化推進

当社は、不動産・建設事業の営業体制を強化し、不動産賃貸事業、土地有効活用事業等の各事業とのシナジー効果を創出することなど、主力関連事業を派生することで、多角化を推進してまいります。

② 人材の確保と育成

当社が推し進める全ての課題に対して、人材の確保は必要不可欠と言えます。また、当社の事業内容においては、専門的な知識や高いコミュニケーション能力が求められます。従って、OJT方式による徹底した人材教育を行うことで、他社との差別化を図り、お客様からの信頼を得ることのできる人材育成に努めてまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

当社が更なる業容拡大、企業価値の向上を目指すために、企業倫理・コンプライアンスについて全役職員が共通の認識を持ち、一人ひとりが的確で公正な意思決定を行う風土を醸成する仕組みを整備してまいります。特に宅地建物取引業法、建築基準法等の関係法令については、最新の動向を常に把握し、遵守に努めてまいります。また、株式上場企業として、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制の周知・徹底を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第37期	第38期	第39期	第40期
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	13,226	11,224	10,932	12,349
経 常 利 益 (百万円)	1,572	1,363	1,187	1,557
当 期 純 利 益 (百万円)	1,030	901	780	940
1株当たり当期純利益 (円)	301.29	228.81	195.03	234.48
総 資 産 (百万円)	21,192	23,973	25,638	25,612
純 資 産 (百万円)	11,187	11,900	12,318	13,045
1株当たり純資産 (円)	2,845.41	2,980.92	3,071.91	3,253.17

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 第37期は、平成25年8月1日付で普通株式1株につき、50株の株式分割を行いましたが、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長 東 行男であります。同氏及び関連当事者との取引については一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取締役会において取引内容及び取引条件を検討した上で公正かつ適正に決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	事業内容
不動産・建設事業	土地分譲、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築及びリフォーム工事、不動産仲介
不動産賃貸事業	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介、サービス付き高齢者向け住宅の運営
土地有効活用事業	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売
ホテル事業	ビジネスホテル及び飲食店の運営

(8) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

- ① 本社 和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号
- ② 主な事業所
 - 国体道路支店（和歌山県和歌山市北出島一丁目4番58号）
 - 堀止支店（和歌山県和歌山市堀止南ノ丁5番1号）
 - 北部支店（和歌山県和歌山市次郎丸33番9）
 - 岩出支店（和歌山県岩出市西野115番8）
 - 狭山金剛店（大阪府大阪狭山市茱萸木3丁目120番1）
 - エイブル和歌山店（和歌山県和歌山市太田一丁目10番15号）
 - エイブル和歌山北店（和歌山県和歌山市向164番7）
 - エイブル岩出店（和歌山県岩出市溝川202番地）
 - 和歌山アーバンホテル（和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号）
 - ワカヤマ第1富士ホテル（和歌山県和歌山市元博労町5番地）
 - ワカヤマ第2富士ホテル（和歌山県和歌山市湊紺屋町一丁目20番）
 - カフェグランデ（和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号）
 - 焼肉王ばんばん（和歌山県岩出市高塚143番1）
 - 天ざんPLUS（和歌山県和歌山市新生町10番6）

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190人	1人減	44.1歳	4.1年

（注）従業員数は契約社員を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,948百万円
株式会社紀陽銀行	2,509百万円
株式会社池田泉州銀行	1,864百万円
株式会社関西アーバン銀行	1,304百万円
株式会社りそな銀行	950百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	351百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 4,031,700株（うち自己株式 21,500株）
(3) 株 主 数 2,437名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 行 男	1,555,000株	38.7%
東 優 子	620,000株	15.4%
ス リ ー エ ー ス コーポレーション株式会社	210,000株	5.2%
東 さ ゆ り	120,000株	2.9%
東 祐 子	120,000株	2.9%
山 本 知 宏	71,900株	1.7%
昔 農 千 春	61,500株	1.5%
鈴 木 良 一	50,300株	1.2%
日本トラスティ・サービス 信 託 銀 行 株 式 会 社	41,300株	1.0%
松 井 証 券 株 式 会 社	24,500株	0.6%

（注）持株比率は、自己株式を控除し、小数点第2位を切り捨てて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第 1 回新株予約権
新株予約権の数	100個
保有人数 当社取締役	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	600円
新株予約権の行使期間	平成27年 1 月28日～平成34年10月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割り当てを受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位にあること及び当社株式が日本国内の証券取引所に上場していること

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成29年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
東 行 男	代表取締役社長	
東 優 子	専務取締役	建設業務管理部長
真 川 幸 範	取締役	管理部長
平 山 豊 和	取締役	営業部長
大 東 篤 史	取締役	業務管理部長
大 家 功 司	取締役	第一建設部長
北 畑 米 嗣	取締役	税理士
鳴 瀧 英 人	常勤監査役	
源 井 洋 之	監査役	
田 中 昭 彦	監査役	弁護士

- (注) 1. 専務取締役 東優子は代表取締役社長 東行男の配偶者であります。
2. 平成28年6月28日開催の第39期定時株主総会において、大家功司及び北畑米嗣が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 北畑米嗣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 鳴瀧英人、監査役 源井洋之及び監査役 田中昭彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役 北畑米嗣、監査役 源井洋之及び監査役 田中昭彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役 大家功司は平成29年3月31日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (1 名)	130百万円 (2 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	15百万円 (15百万円)
計 (うち社外役員)	10名 (4 名)	145百万円 (17百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月29日開催の当社第36期定時株主総会において年額300百万円以内とすることが決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成25年6月29日開催の当社第36期定時株主総会において年額30百万円以内とすることが決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 北畑 米嗣	取締役就任後に開催された取締役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 鳴瀧 英人	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 源井 洋之	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 田中 昭彦	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 京都監査法人は、平成28年12月1日付でPwC京都監査法人に名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、監査役会で協議の上、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合は、解任又は不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。
- ② 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。
- ③ 内部監査部門として、社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、リスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ② 代表取締役のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。
- ③ 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。
- ② 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、業務執行を行う取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、社長を委員長とする予算委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ④ 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社の役職員に周知徹底する。
- ④ 内部監査部門等の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。
- ⑤ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

(7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役・監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
- ③ 監査役・監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針としております。
- ② 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置しております。
- ③ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- ④ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。
- ⑥ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。
社内では主要な会議（経営会議）や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス規程を定め、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度運用規程を定め、取引業者、当社の使用人に対して、研修での教育及び会議体での説明を行い、コンプライアンス体制の実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当社は、危機管理規程を定め、リスク管理項目と担当部門を設定し、管理体制の強化を図っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当事業年度は4回開催しております。リスク・コンプライアンス委員会では、各部門等より提出されたリスクの発生及び発生するおそれのあるリスクやコンプライアンス違反等にかかわる事案について、未然の防止及び損失の最小化を検討しております。

(3) モニタリング体制

当社の業務の適正を確保するための体制についての整備・運用状況をコンプライアンス担当部署がモニタリングし、取締役会をはじめとする各会議体に上程することで実効的な改善を検討しております。

また、内部監査部門においても発見されたリスク等に対し、被監査部門のみではなく関連部門にも意見等を求め、適切かつ効率的な改善に向けた指摘・指導を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,940,915	流動負債	4,450,655
現金及び預金	3,139,868	買掛金	18,507
現売掛不動	23,440	工事未払金	400,944
販売用資産	4,390,083	短期借入金	1,070,300
未成工事支出金	847,712	一年内返済予定借入金	2,040,584
前払費用	11,488	未払法人税等	168,079
前払税金	175,957	未払受取当	352,760
繰延税金資産	72,815	前受取引当	277,892
繰倒引当	54,138	前受取引当	40,865
	232,203	繰倒引当	1,155
	△6,793		40,052
			39,511
固定資産	16,671,609	固定負債	8,116,000
有形固定資産	15,910,263	長期借入金	7,677,011
建物	5,122,986	資産除く償	59,291
構築物	25,203	機械及び搬	379,697
運搬器具	95,745		
土地	18,085		
建設仮勘定	58,050		
	10,548,207		
	41,984		
無形固定資産	46,416	負債合計	12,566,655
ソフトウェア	31,333	(純資産の部)	
その他	13,519	株主資本	12,973,099
	1,563	資本剰余金	596,763
		資本準備金	528,963
		利益剰余金	528,963
		利益準備金	11,876,006
		その他利益剰余金	2,500
		別途積立金	11,873,506
		繰越利益剰余金	6,653,000
		自己株式	5,220,506
			△28,633
投資その他の資産	714,929	評価・換算差額等	72,769
投資有価証券	430,469	その他有価証券評価差額金	72,769
貸付金	1,450		
長期前払費用	32,716		
繰延税金資産	32,767		
繰延税金資産	106,719		
繰延税金資産	110,807		
資産合計	25,612,524	純資産合計	13,045,869
		負債・純資産合計	25,612,524

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,349,945
売上原価	8,113,191
売上総利益	4,236,753
販売費及び一般管理費	2,673,525
営業利益	1,563,228
営業外収益	171,485
受取利息	721
受取配当金	21,986
受取手数料	30,141
匿名組合投資利益	79,427
その他の	39,208
営業外費用	177,093
支払利息	169,216
社債発行費	599
その他	7,277
経常利益	1,557,620
特別利益	199
固定資産売却益	199
特別損失	134,741
減損損失	133,341
固定資産除却損	1,400
税引前当期純利益	1,423,078
法人税、住民税及び事業税	528,945
法人税等調整額	△46,173
当期純利益	940,306

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成28年 4 月 1 日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	4,560,913	11,216,413
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△280,714	△280,714
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	940,306	940,306
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	659,592	659,592
平成29年 3 月31日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	5,220,506	11,876,006

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成28年 4 月 1 日残高	△28,633	12,313,506	5,480	12,318,987
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	△280,714	－	△280,714
当 期 純 利 益	－	940,306	－	940,306
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	67,289	67,289
事業年度中の変動額合計	－	659,592	67,289	726,881
平成29年 3 月31日残高	△28,633	12,973,099	72,769	13,045,869

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 浦 上 卓 也 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズマハウス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

アズマハウス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	鳴 瀧 英 人	印
社外監査役	源 井 洋 之	印
社外監査役	田 中 昭 彦	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な利益確保を図るため、企業体質の強化・充実と今後の事業展開に備えて内部留保の拡大に努めるとともに、利益配分につきましては、安定的な配当継続とともに、各期の業績に応じた配当等を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式1株当たり配当金 70円
配当総額 280,714,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役 東行男、東優子、真川幸範、平山豊和、大東篤史は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	あずま ゆ き お 東 行 男 (昭和32年11月11日生)	昭和52年5月 当社入社 昭和53年6月 当社取締役就任 平成3年5月 当社代表取締役社長就任 平成24年1月 当社代表取締役会長就任 平成25年4月 当社代表取締役会長就任 平成26年8月 当社代表取締役社長就任(現任)	1,555,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	あずま ゆ う こ 東 優 子 (昭和35年11月6日生)	昭和53年4月 当社入社 昭和60年4月 当社取締役就任 平成24年1月 当社専務取締役就任 平成24年4月 当社総務部長 平成25年4月 当社専務取締役就任(現任) 平成26年9月 当社管理部長 平成27年6月 当社建設業務管理部長就任(現任)	620,000株
3	ま が わ ゆ き の り 真 川 幸 範 (昭和39年2月1日生)	平成7年4月 又一住宅建設(株)入社 平成10年11月 当社入社 平成13年4月 当社総務部長 平成20年4月 当社管理部長 平成24年1月 当社監査役就任 平成27年6月 当社取締役管理部長就任(現任)	一株
4	ひ ら や ま と よ か ず 平 山 豊 和 (昭和45年6月1日生)	平成8年7月 (株)アクティブマドリッド入社 平成13年1月 当社入社 平成24年6月 当社営業部長 平成27年6月 当社取締役営業部長就任(現任)	3,037株
5	おおひがし あ つ し 大 東 篤 史 (昭和43年11月18日生)	平成4年2月 クマイ不動産入社 平成15年1月 当社入社 平成26年9月 当社業務管理部長 平成27年6月 当社取締役業務管理部長就任 (現任)	845株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 東行男氏は、当社の親会社等であります。
3. 東優子氏は、東行男氏の配偶者であります。
4. 取締役の任期は、平成29年6月27日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 源井洋之氏、田中昭彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	新任 社外監査役候補者 う ら す み ひ さ 浦 純 久 (昭和20年7月30日生)	昭和44年4月 和歌山県警察 警察官拝命 平成19年5月 和歌山県退職公務員連盟和歌山支部 支部長（現任） 平成26年6月 和歌山県警友会和歌山西支部 顧問就任（現任）	一株
2	新任 社外監査役候補者 う え お か み ほ 上 岡 美 穂 (昭和57年1月20日生)	平成20年9月 司法試験合格 平成21年12月 和歌山弁護士会に弁護士登録 平成21年12月 吹上法律事務所にて弁護士業務開始 平成25年10月 和歌山県情報公開審査会 委員（現任） 平成25年5月 和歌山弁護士共同組合 理事（現任） 平成29年4月 和歌山弁護士会常議員（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者 浦純久氏、上岡美穂氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認された場合には、当社は候補者 浦純久氏、上岡美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 浦純久氏を新任社外監査役候補者とした理由
浦純久氏につきましては、長年に渡り勤めた警察官としての豊富な経験と専門知識を有していることから、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 上岡美穂氏を新任社外監査役候補者とした理由
上岡美穂氏につきましては、弁護士としての専門的知識、経験を有していることから、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 候補者 浦純久氏、上岡美穂氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両名との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地

ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA

TEL 073-425-3333 (代表)



交通

- J R 「和歌山駅」より徒歩 1 分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港⇄和歌山駅）